

償却資産 課税標準の特例と非課税について

地方税法等の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されるものや、非課税となるものがあります。

(1) 課税標準の特例

＜地方税法第349条の3、地方税法附則第15条等＞に規定する資産については、課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。該当する資産を取得された場合は、それを証明する関係書類と、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例申請書」を提出してください。

【資産の例】（一部抜粋）

適用条項	資産の種類	特例率 (適用期間)	対象資産	添付書類
法第349条の3 第27項～第29項	家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業の用に供する資産	価格の1/2 (定めなし)	家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業の用に供する資産で、かつ、この事業以外に使用されていない資産に限る。	特例の対象となる資産が、その事業の用に供されていることが確認できる書類など
法附則第15条 第25項第1号イ	太陽光発電設備 発電出力が1000kW未満のもの	価格の2/3 (取得後3年度分)	R6.4.1～R8.3.31までに取得したもの	(一社)環境共創イニシアチブが発行した補助金決定通知書の写しなど
法附則第15条 第25項第3号イ	太陽光発電設備 発電出力が1000kW以上のもの	価格の3/4 (取得後3年度分)		
旧 法附則第15条 第44項	生産性向上や賃上げの促進に資する償却資産	下記のとおり ※1	R5.4.1～R7.3.31までに取得したもの	下記のとおり※3
法附則第15条 第43項	生産性向上や賃上げの促進に資する償却資産	下記のとおり ※2	R7.4.1～R9.3.31までに取得したもの	下記のとおり※3

※1【特例率と適用期間】

賃上げの表明	設備の取得時期	特例適用期間	特例率
無し	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2 (1/2軽減)
有り	R5.4.1～R6.3.31	5年間	1/3 (2/3軽減)
	R6.4.1～R7.3.31	4年間	1/3 (2/3軽減)

※2【特例率と適用期間】

賃上げの表明の割合	設備の取得時期	特例適用期間	特例率
1.5%以上		3年間	1/2 (1/2軽減)
3%以上	R7.4.1～R9.3.31	5年間	1/4 (3/4軽減)

※3【添付書類】

- ①先端設備等導入計画の申請書の写し
- ②先端設備等導入計画の認定書の写し
- ③認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書

リース会社が申告する場合は、上記①～③に加えて

- ④リース契約書の写し
- ⑤公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

賃上げ方針を表明する場合は、上記①～③に加えて

- ⑥従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

(2) 非課税となる償却資産

＜地方税法第348条＞の規定に該当する資産については非課税となります。該当する資産を取得された場合は、該当する資産である旨を証明する関係書類と、「固定資産税（償却資産）非課税申告書」を提出してください。

(3) その他

- 「固定資産税（償却資産）課税標準の特例申請書」、「固定資産税（償却資産）非課税申告書」の用紙は東根市税務課固定資産税係までご請求ください。（東根市のホームページからダウンロードすることもできます。）
- 不明な点は下記までお問い合わせください。

＜連絡先＞

〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号
東根市役所 総務部税務課 固定資産税係
電話：0237-42-1111（内線2331～2334）
E-mail：zeimu@city.higashine.yamagata.jp